（電気通信設備統括管理者の選任及び解任の届出）

**第二十九条の三**　法第四十四条の三第二項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　選任し、又は解任した電気通信設備統括管理者の氏名及び生年月日

三　選任し、又は解任した年月日

四　解任の場合にあつては、その理由

2　前項の届出書には、選任された電気通信設備統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び前条第一項に規定する要件を備えることを証する書類を添付しなければならない。

第四十条の十五第二号に次のように加える。

二　伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）の設置の区域の増加及び減少

様式第一中

「(2)　中継系伝送路設備に関する事項

| 設置の区間 | | 種類 |
|---|---|---|
| 始点 | 終点 | |
| | | |

」を

「(2)　中継系伝送路設備に関する事項

| 設置の区間 | | 種類 |
|---|---|---|
| 始点 | 終点 | |
| | | |

(3)　伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）に関する事項

| 設置の区域 | 種類 |
|---|---|
| | |

」に、「6　法第117条第1項の認定を受ける場合（電気通信事業の一部の認定を受ける場合に限る。）にあつては、様式第38の8の2(1)の注に従い記載するとともに、同様式の2(2)の事項も併せて記載すること。」を

「6　法第117条第1項の認定を受ける場合（電気通信事業の一部の認定を受ける場合に限る。）にあつては、様式第38の8の2(1)の注に従い記載するとともに、同様式の2(2)の事項も併せて記載すること。

7　伝送路設備以外の電気通信設備の設置の区域は、都道府県を単位として記載すること。

8　伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。）」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。」に改める。

様式第八中

「(2)　中継系伝送路設備に関する事項

| 設置の区間 | | 種類 |
|---|---|---|
| 始点 | 終点 | |
| | | |

」を

「(2)　中継系伝送路設備に関する事項

| 設置の区間 | | 種類 |
|---|---|---|
| 始点 | 終点 | |
| | | |

(3)　伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）に関する事項

| 設置の区域 | 種類 |
|---|---|
| | |

」に、「5　法第117条第1項の認定を受ける場合（電気通信事業の一部の認定を受ける場合に限る。）にあつては、様式第38の8の2(1)の注に従い記載するとともに、同様式の2(2)の事項も併せて記載すること。」を